

デンマーク
実用新案規則

2006年12月8日命令 No. 1605

2007年1月1日施行

目次

第1部 実用新案出願の提出及び登録

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第2部 出願の種類

第9条 優先権を主張する出願

第10条

第11条

第12条

第13条 以前行われた特許出願に基づく実用新案出願

第14条

第15条 分割及び分離に基づく出願

第16条

第17条

第18条 欧州特許出願の変更後の出願

第3部 実用新案クレーム，説明及び要約の提出

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第4部 生物学的材料の寄託

第24条

第25条

第26条

第27条

第5部 実用新案出願の補正

第28条

第29条

第6部 特許当局による相違点に関する調査及び審査

第30条

第31条

第32条

第33条

第34条

第7部 公衆の利用に供される出願書類

第35条

第36条

第37条

第38条

第39条

第8部 国際出願の受理官庁としての特許商標庁

第40条

第41条

第42条

第43条

第44条

第9部 国際出願の翻訳文等

第45条

第46条

第47条

第48条

第49条

第10部 考案の登録及び公告

第50条

第51条

第11部 実用新案登録簿等

第52条

第53条

第54条

第55条

第 56 条

第 57 条

第 12 部 実用新案登録の行政上の審査

第 58 条

第 59 条

第 60 条

第 61 条

第 62 条

第 63 条

第 64 条

第 13 部 雑則

第 65 条

第 66 条

第 67 条

第 14 部 施行

第 68 条

第1部 実用新案出願の提出及び登録

第1条

(1) デンマーク実用新案の出願は、特許商標庁に提出しなければならない。出願様式は無料で提供される。

(2) デンマークを指定国とする国際出願は、特許協力条約(PCT)に基づいて定める受理官庁である当局又は国際機関に提出しなければならない。受理官庁としての特許商標庁に関する規定を第40条から第44条までに定める。

(3) 別段の定めがない限り、本命令(以下「本規則」という)の規定は、次のものに限って適用する。

(i) デンマーク実用新案出願

(ii) 実用新案法第29条に基づいて手続が行われるか又は実用新案法第35条に基づいて審査及びその他の手続が開始された国際出願、及び

(iii) 実用新案法第36条に従いデンマークの実用新案出願に変更された欧州特許出願

第2条

(1) デンマーク実用新案出願には、次の事項を表示しなければならない。

(i) 出願人の名称又は企業名、郵便宛先、並びに代理人を選任していない場合は、出願人の(該当するものがある場合)電話番号及びファックス番号

(ii) 出願人が代理人を選任している場合は、その代理人の名称又は企業名、郵便宛先、並びに(該当するものがある場合)電話番号及びファックス番号

(iii) 考案者の名称及び郵便宛先

(iv) 請求する考案についての簡潔で事実即した名称

(v) 実用新案出願が複数の出願人によって共同で出願される場合は、出願人の内誰が全員の代表として特許商標庁からの通信を受ける権限を付与されているか

(vi) 実用新案法第11条に基づいて優先権を主張する場合は、第9条によって必要とされる情報

(vii) 特許出願が実用新案出願の基礎として使用される場合は(実用新案法第6条参照)、第13条(4)によって必要とされる情報

(viii) 出願人が、早期登録を請求するか否か(実用新案法第24条(2)参照)

(ix) 出願が生物学的材料の試料の寄託を伴っている場合は(実用新案法第15条参照)、第25条によって必要とされる情報

(x) 出願の添付書類

(2) 出願の添付書類には、次の事項を含めなければならない。

(i) 考案の理解のために必要な図面又は写真を含めて、考案についての説明、実用新案クレーム及び要約

(ii) 出願人が代理人を選任している場合は、その代理人宛の委任状。ただし、委任状が出願中で提供されている場合は、この限りでない。

(3) 特許商標庁は、委任状提出の要件を免除することができる。

(4) 当該出願には、所定の手数料を納付しなければならない。

第3条

(1) 出願人の提出した書類が次の事項を含んでいる場合は、デンマーク実用新案出願に出願日が与えられる。

(i) 実用新案登録を出願する旨の表示

(ii) 出願人の名称又は企業名及び郵便宛先に関する情報

(iii) 説明、説明において引用している場合は図面又は写真、及び1又は複数の実用新案クレーム

(2) 出願手数料を出願の際に納付しなかった場合は、当該手数料は、特許商標庁の定める期限の到来前に納付しなければならない。手数料が前記期限到来前に納付されない場合は、当該出願はなされなかったものとみなし、かつ、その出願日はもはや適用されない。

第4条

早期登録の請求(実用新案法第24条(2)参照)は、出願に関し特許商標庁に対し何時でも行うことができる。

第5条

(1) 実用新案出願時に特許商標庁は、実用新案法第19条の要件が満たされていることを確認しなければならない。

(2) 出願人は、特許商標庁に対し、考案が新規であり、かつ、技術水準とは明確に異なるか否かを確定する審査を実施するよう登録前に請求することができる(実用新案法第5条参照)。当該請求の際には、所定の手数を納付しなければならない。

(3) (2)の規定に従う請求は、願書の中で又は後日に行うことができる。

(4) (2)の規定に従う請求の際に所定の手数が納付されないときは、当該請求は拒絶されるものとする。

第6条

(1) 願書、説明、実用新案クレーム及び要約は、デンマーク語によって作成されなければならない。他の書類は、デンマーク語、ノルウェー語又はスウェーデン語によって作成することができる。

(2) 書類が(1)に定める言語以外の言語で作成されているときは、翻訳文を提出しなければならない。特許商標庁は、説明、実用新案クレーム及び要約以外の書類については、翻訳文の提出要求を放棄することができる。特許商標庁はまた、説明及び実用新案クレームの内、第29条に定義されている基本書類に含まれていない部分についても、翻訳文の提出要求を放棄することができる。特許商標庁は、(1)にいう言語以外の言語への翻訳文を受理することができる。当該翻訳文については、翻訳者によって又は特定の方法によって認証されることを要求することができる。

(3) 出願が実用新案法第5条に規定されている条件を満たしているか否かについての審査は、ノルウェー語又はスウェーデン語による説明、実用新案クレーム及び要約を基礎として行うことができる。特別な事案においては、当該審査を英語による説明、実用新案クレーム及び要約に基づいて行うことができるが、ただし、出願人がその旨の請求を提出し、かつ、そのために所定の手数を納付することを条件とする。前記両事案においては、デンマーク特許

商標庁は、出願人が審査の結果について通知を受けるまで、(2)にいう翻訳文を要求しないものとする。

第7条

(1) 説明、実用新案クレーム、要約、図面及び写真は、複製に適した品質で提出しなければならない。

(2) 前記書類及びその補正は、特許商標庁の所定の様式によって提出しなければならない。

第8条

(1) 特許商標庁は、提出された出願についての記録を備え付ける。

(2) 前記記録には、次のデータを記入する。

(i) 出願番号

(ii) 国際特許分類制度に従う出願の類

(iii) 出願人の名称又は企業名及び郵便宛先

(iv) 出願人が代理人を選任している場合は、当該代理人の名称又は企業名及び郵便宛先

(v) 考案者の名称及び郵便宛先

(vi) 考案の名称

(vii) 出願が、

(a) デンマーク実用新案出願である場合は、その出願日

(b) 国際出願である場合は、国際出願日、及び実用新案法第29条に基づいて当該出願につき手続がとられた日又は実用新案法第35条(3)に基づいて出願されたものとみなされる日、並びに国際出願番号、又は

(c) 出願が実用新案法第36条に基づく変更された欧州特許出願である場合は、欧州特許出願番号、欧州特許条約に基づくその出願日、及び当該欧州特許出願がデンマーク実用新案出願に変更された日

(viii) 出願が、

(a) 実用新案法第12条に基づいてデンマーク特許出願を基礎として行われた場合は、当該特許出願の出願日及び出願番号

(b) 実用新案法第12条に基づいて国際出願を基礎として行われた場合は、国際出願の出願番号、国際出願日及び特許法第31条に基づき出願について手続がとられた日、又は特許法第38条に基づいて出願されたものとみなされる日、並びにデンマーク特許出願の出願番号

(c) 実用新案法第12条に基づいて欧州特許出願を基礎として行われた場合は、欧州特許条約に基づく欧州特許出願の出願日及びその出願番号、又は

(d) 実用新案法第36条に基づく変更された欧州特許出願を基礎として行われた場合は、欧州特許出願の出願番号、欧州特許条約に基づくその出願日、並びに当該欧州特許出願がデンマーク特許出願に変更された日及びデンマーク特許出願の出願番号

(ix) 優先権が実用新案法第11条に基づいて主張されたときは、優先権主張の基礎とする出願がなされた国、当該出願の出願日及び出願番号

(x) 出願が分割又は分離に起因するときは、親出願の出願番号

(xi) 出願が生物学的材料の試料の寄託を伴っているときは、当該試料を寄託している機関に関する情報及び当該寄託試料について当該機関が与えた寄託番号

- (xii) 出願人が審査(実用新案法第 19 条(2)参照)を請求しているか否か
 - (xiii) 新たな複数の出願が分割又は分離に起因したものであるときは、その旨の情報及びそれらの出願番号の陳述
 - (xiv) 出願人が実用新案法第 24 条(2)に基づいて早期の登録を請求しているか否か
 - (xv) 出願が実用新案法第 24 条(3)に基づいて公衆の利用に供されている場合は、その日付
 - (xvi) 出願に関して受領された書類及び納付された手数料、及び
 - (xvii) 出願に関して送付された通知及び通信
- (3) (2)にいう情報は、出願が実用新案法第 24 条及び第 30 条(3)に基づいて公衆の利用に供されたときに公衆の利用に供されているものとする。

第2部 出願の種類

第9条 優先権を主張する出願

(1) 実用新案法第11条に基づいて優先権を取得するためには、出願人は、出願日後1月以内に優先権を主張しなければならない。当該主張には、優先権主張の基礎とする出願の出願国及び出願日に関する情報、並びにその出願が国際出願である場合は特許協力条約に基づく規則の規則4.10に従う追加情報を含めなければならない。デンマーク実用新案の出願については、出願人は、優先権主張の基礎とする出願の出願番号に関する情報を入手可能となり次第、ただし、出願人が当該出願番号を知った後2月以内に提出しなければならない。

(2) 国際出願については、優先権の主張は願書において行われなければならない。当該主張には、優先権主張の基礎とする出願の出願国、その出願の出願日及び出願番号に関する情報、並びに特許協力条約に基づく規則の規則4.10に従う追加情報を含めなければならない。ただし、特許協力条約に基づく規則の規則26の2に従い、優先権の主張又はその他の前記情報について訂正又は追加をすることが可能であり、その場合には、該当する受理官庁又は国際事務局にその旨の通知をしなければならない。当該通知については、優先日から16月以内、又は、前記訂正又は追加によって優先日に変更されるときは変更された優先日から16月以内の、16月の期間が最初に満了する日までに、これを提出しなければならない。ただし、当該通知は、国際出願日から最長4月までに提出することが可能である。

(3) 出願が第15条に基づいて分割される場合は、親出願についての優先権の主張は、別途の優先権の主張なしに、分割から生じる新たな出願にも適用する。

(4) 優先権の取下は、別途の通知を提出することによって行われなければならない。

第10条

(1) 特許当局が優先権の主張されている出願に関する書類を未だ所持していないか又はそれを知得することができる場合は、同当局は、主張された優先権につき原出願を受領した当局からの証明書を提出することによって書類で立証するよう要求することができる。当該証明書は当該出願の出願日及び出願人の名称又は企業名に関する情報を含まなければならない。特許当局はまた、前記事情下にあつては、前記当局が認証した出願の謄本を提出するよう要求することもできる。

(2) 出願人が特許当局の定める期限内に前記書類を提出しないときは、出願人の優先権は消滅する。

(3) (1)から(2)までの規定は、実用新案法第50条に基づく審査請求についての特許当局による処理に準用する。

(4) 国際出願に関しては、優先権主張の基礎とする出願の謄本を特許協力条約に基づく規則の規則17.1に従い、第9条にいう国際事務局若しくは受理官庁に提出しなければならない。又はそれが同規則に従い、国際事務局に送付されるよう請求しなければならない。優先権主張の基礎とする出願の謄本が国際事務局に提出されている場合は、特許当局は、特許協力条約に基づく規則の規則17.2に従い、出願書類の写し及び当該写しの翻訳文のみを要求することができる。

(5) (1)及び(4)にいう書類は、電子的に提出することができる。

第 11 条

(1) 第 9 条に基づいて優先権を求めるための基礎として使用することができる先の出願は、考案が開示された最初の出願とする。

(2) 最初の出願を行った者が、同一の考案に関する出願を後に同一の当局に行った場合は、後の出願を優先権主張の基礎として主張することができる。ただし、後の出願時に、最初の出願が公衆の利用に供されることなく、取り下げられ、棚上げされ、又は拒絶されていることを条件とし、かつ、それが如何なる権利も存続させていないこと又はそれが優先権主張の基礎として使用されていないことを条件とする。当該後の出願を基礎として優先権が取得されたときは、先の出願は、優先権を主張する基礎としてもはや使用することができない。

第 12 条

優先権は、出願の一部について主張することができる。同一の出願については、複数の出願から優先権を主張することができ、複数の出願が異なる諸国に関係する場合であっても同様とする。複数の出願については、単一の実用新案クレームに対する優先権の基礎として主張することができる。優先権が複数の出願を基礎として主張される場合は、優先日から起算する期限は、その最先の優先日から起算する。

第 13 条 以前行われた特許出願に基づく実用新案出願

(1) デンマークについての特許出願は、全部又は一部について、当該出願の出願日又は出願日とみなされた日から最長 10 年間、同一の考案に関する実用新案出願の基礎として使用することができる。デンマークについての特許出願とは、次のものをいう。

(i) デンマーク特許出願

(ii) 国際特許出願であって、特許法第 31 条に基づいてデンマークにおいて手続が行われたもの、又は特許法第 38 条(3)に基づく審査及びその他の処理が開始されたもの

(iii) 欧州特許出願であって、欧州特許庁が欧州特許条約に基づいて出願日を与えており、かつ、デンマークを指定国としているもの、又は

(iv) 欧州特許出願であって、実用新案法第 36 条に基づいてデンマーク特許出願に変更されたもの

(2) (1)に従い特許出願が実用新案出願の基礎として使用される場合は、当該実用新案出願には前記特許出願に適用されるのと同じ出願日が与えられる。前記特許出願についての優先権の主張は、別途に主張することなく、当該実用新案出願に適用する。

(3) 出願人が実用新案出願の基礎として特許出願を使用することを希望する場合は、出願人は、特許出願が特許当局によって回復される可能性なしに棚上げされるか又は最終的に拒絶された後 2 月以内に、その旨の請求を付して実用新案出願を提出しなければならない。

(4) (3)に従う請求には、実用新案出願の基礎として使用される筈の特許出願の種類に関する情報((1)(i)から(iv)まで参照)、並びに特許出願の出願日又は出願日とみなされた日及び出願番号に関する情報を含めなければならない。

(5) (3)に従う請求が適時に提出されない場合は、行われた実用新案出願の基礎として特許出願を使用する権利は消滅する。

第 14 条

- (1) 実用新案出願が欧州特許出願からの分離又は変更から生じている場合において(本規則第 13 条(1)(iii)又は実用新案法第 36 条参照)、関係情報が未だ特許当局の利用に供されていないときは、出願人は、前記請求の基礎についての実証書類を提出しなければならない。出願時には、特許出願の出願日、特許出願の出願番号、出願人の名称又は企業名に関する情報、及びデンマークが当該出願において指定されている旨の情報が利用可能でなければならない。
- (2) 前記主張を伴う特許出願が第 6 条(1)に規定されている言語以外の外国語で作成されている場合は、第 6 条(2)及び(3)を準用する。ただし、実用新案出願が外国語特許出願の翻訳文を既に構成している場合は、この限りでない。
- (3) 出願人が特許商標庁の定める期限内に(1)にいう実証書類又は(2)に従う翻訳文を提出しない場合は、行われた実用新案出願の基礎として特許出願を使用する権利は消滅する。

第 15 条 分割及び分離に基づく出願

- (1) 複数の考案が基本書類において説明されている場合は、出願を複数の出願に分割することができる。出願人の請求時に、原出願(親出願)から派生した考案に関する新たな出願は、当該親出願と同時に行われたものとみなす。
- (2) 出願が相互に独立した 2 以上の考案に関係する事実の結果として分割がなされる場合は、新たな出願は、親出願と同時に提出されたとみなされるためには、当該親出願の対応する減縮が出願人によって承認された後 1 月以内に、これを提出しなければならない。
- (3) 出願人が国際出願において独立した考案の実用新案登録を希望する場合は、当該出願は分割されなければならない。実用新案法第 34 条(1)にいう追加手数料が納付済みであっても新出願手数料が納付されなければならない。

第 16 条

説明若しくは実用新案クレームに対する追加によって又は何らか他の方法によって、実用新案出願が基本書類において開示されていない考案を開示している場合は、当該考案に関する新たな出願は、出願人の請求による原出願(親出願)からの分離によって、当該考案を開示する書類を特許商標庁が受領した日に提出されたものとみなすことができる。

第 17 条

- (1) 分割又は分離の場合は、新たな出願に関連して提出された説明及び添付の図面又は写真並びに実用新案クレームは、基本書類であるものとみなす。
- (2) 新たな出願は、その提出時の出願からそれが明らかである場合に限り、分割又は分離に起因したものとみなす。原出願の出願日及び出願番号は、分割又は分離に起因する出願に表示されなければならない。

第 18 条 欧州特許出願の変更後の出願

- (1) 欧州特許出願が欧州特許条約第 136 条及び第 140 条の規定に従い特許商標庁に送付された場合は、同庁は速やかにその旨を出願人に通知する。
- (2) 出願手数料及び翻訳文、又は当該欧州出願がデンマーク語によって作成されている場合は実用新案法第 36 条の規定に従う願書の謄本は、特許商標庁が(1)にいう通知を出願人に送

付した日から2月以内に、特許商標庁によって受領されなければならない。

第3部 実用新案クレーム，説明及び要約の提出

第19条

(1) 実用新案クレームでは，所望の効果を達成するため必要な技術的特徴の点で保護を求め
る事項を定義しなければならない。実用新案クレームには，次の事項を含めなければならない。
い。

(i) 考案の名称

(ii) 考案が新規性を構成する対象である技術(技術水準)についての陳述，及び

(iii) 考案の新規性及び特徴についての陳述

(2) (1) (ii)から(iii)までという事項の陳述は，望ましいときは，図面及び写真(該当するも
のがある場合)を含め，説明に言及する形態で行うことができる。

(3) 各実用新案クレームは，1の考案のみに関係するものでなければならない。

(4) 実用新案クレームには，クレームに記載した考案に関連のない事項，又は出願の対象で
ある排他的権利にとり重要でない事項を含めてはならない。

第20条

1の実用新案出願は，複数の実用新案クレームを含むことができる。複数のクレームが当該
出願に含まれる場合は，それらを一括して提示し，かつ，連続番号を付さなければならない。

第21条

(1) 考案相互間に技術的關係が存在する場合は，1の実用新案出願に複数の考案を含めること
ができる。当該技術的關係については，それらの考案がその全体又は一部において，同一の
又は対応する特別な技術的特徴を有していることが自明でなければならない。「特別な技術
的特徴」という用語は，当該考案が貢献する技術的特徴であって，技術水準を超えるものを
意味する。

(2) 複数の考案間に当該技術的關係が存在するか否かという問題は，それらが別個の実用新
案クレームに記載されているか又は単一クレーム内に択一的な形式によって記載されてい
るかに拘わりなく決定されるものとする。

第22条

(1) 説明は，考案についての簡潔で事実に即した名称を記載することによって開始し，考案
を業として実施する方法が考案の性質から直接的に認められない場合はその方法を記載しな
なければならない。説明には更に，次の事項を含めなければならない。

(i) 考案が使用される筈の技術的分野について及び考案が基礎とする技術水準についての陳
述

(ii) 技術的課題及びその解決を理解できるような方法での，保護されるべき考案についての
詳細開示，並びに技術水準及びそれらの効果を達成するために必要な手段を参照しての当該
考案の効果についての表示

(iii) 図面又は写真(該当するものがある場合)に関連する実施例又は実施態様によって示さ
れる考案についての詳細開示

(2) 考案の説明には，考案の理解に役立つ内容のみを含めるものとする。新造用語又は一般

的には認められていない用語を使用する場合は、それらの意味を説明しなければならない。測定の用語及び単位は、関連技術的分野内で一般に使用されているものから逸脱してはならない。

第 23 条

要約には考案の名称を記載し、また、基本書類から認められる考案の簡潔な概要を含めるものとする(第 29 条参照)。要約は 150 語以下としなければならない。

第4部 生物学的材料の寄託

第24条

- (1) 実用新案法第15条(1)に基づく寄託は、1977年4月28日にブダペストにおいて作成された特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関する条約(ブダペスト条約)に基づく国際寄託当局である機関、又は欧州特許庁によって承認されている他の寄託機関の1にしなければならない。
- (2) 寄託は、ブダペスト条約の規定に従い行わなければならない。
- (3) 特許商標庁は、寄託をすることができる機関の一覧を作成する。

第25条

- (1) デンマーク実用新案出願が生物学的材料の試料の寄託を伴っている場合は、当該出願は、出願時にその旨の情報を含まなければならない(第2条(1)(ix)参照)。寄託をした機関及び当該機関が寄託に与えた番号は、当該願書から明らかでなければならない。
- (2) 国際出願に関しては、出願人は、出願日又は優先権が主張される場合は優先日から16月以内に、第9条にいう国際事務局に対して、寄託をした機関及び当該寄託機関が寄託試料に与えた番号を通知しなければならない。
- (3) 寄託試料がブダペスト条約に基づく規則の規則5.1に基づいて1機関から他の機関に移送された場合は、出願人は、移送された寄託に関する受領証を受領した後2月以内に、その旨及び寄託試料に与えられた新たな番号を特許当局に通知しなければならない。

第26条

実用新案法第15条に基づく新たな寄託は、新たな寄託についてのブダペスト条約の規定に従い行わなければならない。

第27条

特許当局は、寄託が正しいことの証拠として、当該寄託に関して寄託機関が発行した受領証の写しを出願人が提出するよう要求することができる。

第5部 実用新案出願の補正

第28条

(1) 実用新案クレームは、基本書類(第17条(1)及び第29条参照)に開示されていない主題を含むように補正してはならない。実用新案クレームを新たな定義の追加によって補正する場合は、出願人は同時に、新たな定義に対応する基本書類の該当部分について陳述しなければならない。

(2) 特許当局が他の方法を認めない限り、クレームに対する補正又は追加については、当該クレームの新たに作成したクレームの写しを提出することによって、これを行うものとする。それらの写しは、維持されるクレームの全てを連続順に含んでいなければならない。

第29条

(1) デンマーク実用新案出願、審査その他の手続が実用新案法第35条に基づいて開始される実用新案出願、又はデンマーク実用新案出願への変更が請求される欧州特許出願についての基本書類は、デンマーク語、ノルウェー語又はスウェーデン語で作成された説明及び添付の図面又は写真並びに実用新案クレームであって、出願日又は出願されたものとみなされる日の各々に存在していたものとする。

(2) 前記書類が(1)にいう日に存在していない場合は、基本書類は、最初に提出されたデンマーク語、ノルウェー語又はスウェーデン語による説明及び添付の図面又は写真並びに実用新案クレームであって、それらの内容は出願日又は出願されたものとみなされる日の各々に存在していた書類から明らかに認められる限度までとする。

(3) 実用新案法第29条に基づいて手続が行われる国際出願についての基本書類は、前記規定に基づいて提出された説明、図面、写真及び実用新案クレームの翻訳文、並びに第46条に基づいて適用される期限の到来前に行われた翻訳文の補正があるときはその補正を加えたものとする。国際出願が受理官庁にデンマーク語で提出されている場合は、基本書類は、実用新案法第29条に基づいて提出された説明、図面又は写真及び実用新案クレームとする。

(4) 出願の結果出願人の同意を得て登録されたか又は出願が第46条に基づいて適用される期限の到来前に(実用新案法第31条、第32条及び第34条参照)拒絶された場合は、基本書類は、当該出願について決定が行われた時に存在した説明、図面又は写真及び実用新案クレームとする。

第6部 特許当局による相違点に関する調査及び審査

第30条

(1) 実用新案法第5条に規定された条件が遵守されているか否かを審査するに当たり、特許当局は当該当局が注目することになる全ての事項を検討する。

(2) 前記調査については、必要な限度において、公衆の利用に供せられたデンマークからの実用新案明細書及び実用新案出願、デンマークにおいて登録された意匠、特許明細書、公開された特許出願、デンマーク、スウェーデン、フィンランド及びノルウェーからの公開された特許出願又はその要約を基礎として、これを行うものとする。それに加え、特許当局は、特許データ・ベースが「特許協力条約に従い」使用された限度に従い調査されるべき諸国に関して、調査の追加限度を決定する。必要とみなされるときは、調査はその他の利用可能な文献を基礎としても行われるものとする。

第31条

出願の審査及びその他の処理のため、特許当局は他の専門家に諮問することができる。

第32条

特許当局は出願人に対し、ひな形、試料等を提出するよう又は調査若しくは実験を実施するよう要求することができる。

第33条

(1) 出願人が海外の同一の発明又は考案について特許又は実用新案登録も出願している場合は、特許当局は特許法第69条(3)第2文又は実用新案法第64条(3)第2文に規定の限定を付し、当該発明／考案の新規性又はその他の点におけるそのの特許性／登録性に関する当該特許機関からの何らかの通信に関する情報を提出するよう出願人に対し要求することができる。

(2) 出願人は、特許当局によって要求される限度で、出願人が当該発明／考案の保護を出願した特許機関を表示し、新規性又はその他の点における特許性／登録性に関する前記特許機関との通信の写し又は謄写を提出しなければならない。出願人が何ら当該通信を受領していない場合は、出願人はその旨の宣言書を提出しなければならない。

第34条

実用新案出願の審査及びその他の処理の間に当該出願の審査にとり重要な情報が提出された場合は、出願人はその旨を通知される。当該情報の提出人は、該当する場合は、考案の登録が行われているときに審査請求の機会を有する旨を通知される。

第7部 公衆の利用に供される出願書類

第35条

(1) 考案の登録前に、実用新案出願のファイルが実用新案法第24条(3)に従い公衆の利用に供されるときは、要約は、その最終的文言が決定され次第公告されるものとする。特許商標庁は、要約と共に出願書類の他の部分も公告することができる。公告された要約の写しは、手数料を納付して入手することができるものとする。

(2) 出願が公衆の利用に供されるときに行われるべき公告には、出願の番号及び類、出願日、効力発生日が出願日と異なるときは効力発生日、考案の名称、出願人の名称又は企業名及び郵便宛先、並びに考案者の名称及び郵便宛先に関する情報を含めなければならない。優先権が主張されている場合は、公告には、優先権主張の基礎とされる出願の出願国、前記出願の出願日及び出願番号に関する情報を含めなければならない。出願が実用新案法第12条に基づく特許出願を基礎として行われる場合は、公告には、特許出願の種類(第13条(1)参照)、前記出願の出願日及びその出願番号に関する情報を含めなければならない。出願が生物学的材料の試料の寄託を伴っている場合は、この事実を公告に記載しなければならない。出願人が、実用新案法第24条(7)に基づいて、試料を当該技術の専門家に限り分譲されるよう請求しているときは、その事実も公告しなければならない。

(3) 国際出願の説明及び実用新案クレームの翻訳文について、第31条、第32条及び第34条に基づいて適用される期限到来前であるが出願書類のファイルが公衆の利用に供された後に補正された場合は、その事実を公告しなければならない。

第36条

(1) 寄託されている生物学的材料の試料の分譲を求める実用新案法第24条(6)に基づく請求は、特許商標庁に提出するものとし、ブダペスト条約に基づく規則の規則IIに従い作成しなければならない。

(2) (1)にいう請求が、当該寄託が関係する出願についての最終的な決定が行われる前に提出される場合は、試料分譲の請求人は出願人に対して、当該出願について最終的な決定が行われるまで試料を実験の目的に限って使用すること、及び前記期間内又は考案が実用新案として登録された場合は実用新案登録が失効するまで当該試料を第三者の利用に供さないことを約束しなければならない。

(3) 実用新案登録に関する寄託について(1)にいう請求が提出される場合は、試料の分譲請求人は実用新案の所有者に対して、実用新案登録が失効するときまで当該試料を第三者の利用に供さないことを約束しなければならない。

(4) 試料から派生する生物学的材料に関して、引き続き寄託試料の特性を示しており、当該考案の実施のために不可欠なものについては、当該試料の分譲請求人は、当該試料について適用されるのと同様の義務を引き受けなければならない。

(5) 試料の分譲請求人に前記義務を引き受けることが要求される場合は、その引受は、試料分譲請求書に別途の宣言書を添付して提出することによって行うものとする。

第37条

(1) 試料の分譲を当該分野の専門家に限って行わせる旨の実用新案法第24条(7)に基づく請求

は、出願が実用新案法第 24 条に基づいて公衆の利用に供される日までに特許商標庁に提出しなければならない。

(2) 試料の分譲を受けることができる者が当該分野の専門家に限られるときは((1)参照)、試料の請求書には、当該専門家を表示しなければならない。当該請求書には、第 36 条(2)及び(4)にいう限度において専門家が出願人に対する義務を引き受ける旨の当該専門家からの宣言書を添付しなければならない。それらの場合には、請求人は自ら何ら宣言することを要求されない。

(3) 特許商標庁が作成した一覧に登録された何人も又は個別事案において出願人によって承認された何人も、専門家として扱うことができる。

第 38 条

宣言が第 36 条及び第 37 条に基づいて行われた場合であっても、分譲された試料から派生した生物学的材料を新たな実用新案出願又は特許出願のために寄託することができる。ただし、派生した生物学的材料の寄託が前記出願のために必要なことを条件とする。

第 39 条

試料の分譲請求が提出され、かつ、実用新案法又は本規則に基づいて当該試料の分譲を阻止する事由が存在しない場合は、特許商標庁はその旨の証明書を発行する。特許商標庁は、試料が寄託されている寄託機関宛に、試料の分譲請求書及び当該証明書を送付する。同時に、特許商標庁は、実用新案出願人宛又は実用新案の所有者宛に、当該請求書及び証明書の謄本を送付する。

第 8 部 国際出願の受理官庁としての特許商標庁

第 40 条

(1) 特許商標庁は、デンマーク国民である出願人及びデンマークの居住者であるか若しくはデンマークに営業所を有するか又はデンマーク法に従い承認された法人である出願人からの国際出願についての受理官庁である。

(2) 国際出願が複数の出願人によって行われる場合において、出願人の内の少なくとも 1 人が(1)にいう条件を満たしているときは、国際出願に関して当該項を適用する。

第 41 条

(1) 特許商標庁は、受理官庁としての資格において、特許協力条約及びその規則に従い国際出願を受領し、点検して送付する。

(2) 出願人は、特許協力条約に基づく規則の規則 14、規則 15 又は規則 16 に規定された出願について所定の手数料を、受理官庁としての資格を有する特許商標庁に納付しなければならない。手数料の内訳は、次の通りである。

(i) 国際出願手数料

(ii) 調査手数料、及び

(iii) 受理官庁としての特許商標庁の出願取扱手数料(送付手数料)

(3) 出願手数料は出願の受領から 1 月以内に納付しなければならない。

(4) 出願手数料が適時に納付されないとき、又は期限到来時に不十分な額で納付されているときは、前記規則の規則 16 の 2 を適用する。

第 42 条

(1) 出願人は、スウェーデン特許当局又は欧州特許庁を第 40 条(1)にいう出願に関する国際調査を行う国際調査機関とするか否かを選択することができる。出願は、デンマーク語、スウェーデン語、ノルウェー語、英語、ドイツ語又はフランス語によるもの 1 通をもって行わなければならない。スウェーデン特許当局は、デンマーク語、スウェーデン語、ノルウェー語又は英語による出願を受理する。欧州特許庁は、英語、ドイツ語又はフランス語による出願を受理する。ただし、当該願書は、後日その出願が公開される筈の言語で作成しなければならない。

(2) 出願が、選択された調査機関((1)参照)が認めている何れの言語でも作成されていない場合は、特許協力条約に基づく規則の規則 12.3 に従い、認められている言語への翻訳文を出願の受領日から 1 月以内、又はスウェーデンが調査当局として選択されている場合は、優先日から 14 月以内に、特許商標庁に提出しなければならない(規則 12.4 参照)。

第 43 条

特許商標庁に提出された国際特許出願については、別途の記録を保管する。当該記録は公衆に開放されないものとする。

第 44 条

国際出願が秘密特許法の対象を含んでいない限り、特許商標庁は、特許協力条約及びその規

則に従い、当該出願を第9条にいう国際事務局に送付する。

第9部 国際出願の翻訳文等

第45条

(1) 第6条(2)及び(3)の規定は、実用新案法第29条に基づく翻訳文及び実用新案法第35条に基づく再審理請求の提出に関して、これを準用する。

(2) 特許商標庁は、国際出願の一部のみがデンマークにおいて手続される事案においては、翻訳文の提出義務を限定することができる。国際出願の一部のみについての翻訳文が提出される場合は、出願人は、国際出願の何れの部分が翻訳文に含まれていないかを明らかにする宣言書を提出しなければならない。当該宣言書には、当該省略の理由も記載しなければならない。

第46条

(1) 実用新案法第31条、第32条及び第34条にいう期限は、実用新案法第29条に規定する期限の到来から4月後に到来する。

(2) 出願人が、国際出願日から又は優先権を主張する場合は特許協力条約に従う優先日から19月以内に、デンマークについての実用新案の保護に対して出願するに当たり国際予備審査の結果を使用する意思を有する旨の宣言書を提出している場合は、実用新案法第31条、第32条及び第34条にいう期限は、出願手続のための期限である33月と同時に到来する。

第47条

国際出願に関して、出願人は実用新案法第29条の規定を遵守したが、特許商標庁側が第9条にいう国際事務局から同事務局が当該出願を受領した旨の通知を未だ受け取っていない場合は、特許商標庁は当該事務局にその旨を通知する。

第48条

(1) 実用新案法第35条(1)に基づく再審理請求の提出期間は、受理官庁又は第9条にいう国際事務局が出願人に対して、国際出願日を与えることができない旨を通知した日から2月後に満了する。

(2) 出願人が(1)にいう通知を通知日から7日を超えた後に受領したことを証明する場合は、その期限は、通知日から出願人が当該通知を受領した日までに経過した7日を超える日数のみ、延期されるものとする。

第49条

(1) 実用新案法第29条にいう事案では、出願人が郵便を利用し、その郵便が適時に受領されなかった場合において、出願人が期限を超過したことに気付いたか又は気付くべきであった日から1月以内であって、かつ、期限到来後6月以内に、その手続を完了したときは、次の条件が満たされることを条件として、特許商標庁は特許協力条約第48条に従い、期限が遵守されたものとみなす。

(i) 郵便業務が所定期限の到来前10日以内において、発信人が住居若しくは事業所を有しているか又は滞在している地域における戦争、革命、市民暴動、ストライキ、天災その他それらに類する事由によって中断したこと、及び特許商標庁に対する郵送が郵便業務回復後5日

以内に行われたことについて証明されること

(ii) 郵送が所定期限の到来前5日までに、特許商標庁に対する書留郵便で行われていたこと。ただし、郵送が航空便でなされていた場合又はそれが不可能であったときは、発信人が普通郵便について郵送日から2日以内に到着すると信じるあらゆる理由を有していた場合に限るものとする。

(2) 出願人が(1)の規定の援用を希望するときは、出願人は規定された期限の到来前に、その旨の請求を特許商標庁に提出しなければならない。

第 10 部 考案の登録及び公告

第 50 条

(1) 実用新案クレーム、図面又は写真を伴う説明及び要約(実用新案明細書)の公告は、考案の登録後速やかに、特許商標庁の発議によってこれを行う。実用新案明細書には、実用新案の登録日及び次の事項を表示する。

(i) 実用新案の出願番号及び登録番号

(ii) 国際特許分類制度に従う実用新案の類

(iii) 実用新案の所有者の名称又は企業名及び郵便宛先

(iv) 出願人が代理人を選任している場合は、当該代理人の名称又は企業名

(v) 考案者の名称及び郵便宛先

(vi) 考案の名称

(vii) 出願が、

(a) デンマーク実用新案の出願として行われていたときは、出願日、及び効力発生日が出願日と異なる場合はその効力発生日

(b) 国際出願として行われていたときは、国際出願日及び実用新案法第 29 条に基づく手続がとられた日又は実用新案法第 35 条(3)に基づいて出願されたものとみなされる日、並びに国際出願番号、又は

(c) 変更された欧州特許出願として行われていたときは、欧州特許出願の出願番号、欧州特許条約に基づくその出願日、及び欧州特許出願がデンマーク実用新案出願に変更された日

(viii) 出願が、

(a) 実用新案法第 12 条に基づいてデンマーク特許出願を基礎として行われていたときは、特許出願の出願日及び出願番号

(b) 実用新案法第 12 条に基づいて国際出願を基礎として行われていたときは、国際出願の出願番号、国際出願日及び当該出願に特許法第 31 条に基づく手続がとられた日又は特許法第 38 条に基づいて出願されたものとみなされる日、並びにデンマーク特許出願の出願日

(c) 実用新案法第 12 条に基づいて欧州特許出願を基礎として行われていたときは、欧州特許条約に基づく欧州特許出願の出願日及びその出願番号、又は

(d) 実用新案法第 12 条に基づいて変更された欧州特許出願を基礎として行われていたときは(実用新案法第 36 条参照)、当該欧州特許出願の出願番号、欧州特許条約に基づくその出願日、並びに当該欧州特許出願がデンマーク特許出願に変更された日及びデンマーク特許出願の出願日

(ix) 実用新案法第 11 条に基づいて優先権が主張されているときは、優先権主張の基礎とされている出願の出願国、並びに当該出願の出願日及び出願番号

(x) 出願が分割又は分離に起因するものであるときは、親出願の出願番号

(xi) 実用新案が生物学的材料の試料を伴っているか否か

(xii) 出願について実用新案法第 19 条(2)に基づく審査が行われたか否か、及び該当する場合は引用文献、及び

(xiii) 出願書類のファイルが公衆の利用に供された日。ただし、その日付が当該実用新案の登録日と異なる場合に限る。

第 51 条

- (1) 公告は，特許商標庁が発行するデンマーク実用新案公報によって行う。
- (2) 実用新案法第 21 条(1)に基づく考案の登録についての公告には，一切の引用文献を除き，第 50 条に基づく実用新案明細書において提供されるべき情報項目を含めるものとする。

第 11 部 実用新案登録簿等

第 52 条

特許商標庁は、デンマークにおいて登録された実用新案についての登録簿を備え付ける。

第 53 条

(1) 特許当局が実用新案を登録する旨の最終決定を行ったときは、次の事項を実用新案登録簿に登録する。

(i) 実用新案の出願番号及び登録番号

(ii) 実用新案の類

(iii) 実用新案の所有者の名称又は企業名及び郵便宛先

(iv) 実用新案の所有者が代理人を選任している場合は、当該代理人の名称又は企業名及び郵便宛先

(v) 考案者の名称及び郵便宛先

(vi) 考案の名称

(vii) 実用新案が、

(a) デンマーク実用新案出願を基礎として登録されるときは、当該出願の出願日、及び効力発生日が出願日と異なるときはその効力発生日

(b) 国際出願を基礎として登録されるときは、当該国際出願の出願日及び当該出願について実用新案法第 29 条に基づく手続がとられた日、又は実用新案法第 35 条(3)に基づいて出願されたものとみなされた日、及び当該国際出願の出願番号、又は

(c) 変更された欧州特許出願を基礎として登録されるときは、当該欧州特許出願の出願番号、欧州特許条約に基づくその出願日、及び当該欧州特許出願がデンマーク実用新案出願に変更された日

(viii) 実用新案が、

(a) 実用新案法第 12 条に基づいてデンマーク特許出願を基礎として行われた出願を基礎として登録されるときは、当該特許出願の出願日及び出願番号

(b) 実用新案法第 12 条に基づいて国際出願を基礎として行われた出願を基礎として登録されるときは、当該国際出願の出願番号、国際出願日、及び特許法第 31 条に基づく手続がとられた日又は特許法第 38 条に基づいて出願されたものとみなされる日、並びに当該デンマーク特許出願の出願番号

(c) 実用新案法第 12 条に基づいて欧州特許出願を基礎として行われた出願を基礎として登録されるときは、欧州特許条約に基づく当該欧州特許出願の出願日及びその出願番号、又は

(d) 実用新案法第 6 条に基づいて変更された欧州特許出願(実用新案法第 36 条参照)を基礎として行われた出願を基礎として登録されるときは、当該欧州特許出願の出願番号、欧州特許条約に基づくその出願日、並びに当該欧州特許出願がデンマーク特許出願に変更された日及び当該デンマーク特許出願の出願番号

(ix) 実用新案法第 11 条に基づいて優先権が主張されているときは、優先権主張の基礎とされている出願の出願国並びにその出願日及び出願番号

(x) 実用新案が分割又は分離に起因する出願を基礎として登録されるときは、親出願の出願番号

- (xi) 実用新案が生物学的材料の試料の寄託を伴っているときは、当該試料を寄託した機関及び当該機関が試料に与えた寄託番号
- (xii) 実用新案が、実用新案法第 19 条(2)に基づく審査が行われた出願を基礎として登録されているか否か
- (xiii) 出願書類のファイルが公衆の利用に供された日。ただし、その日が当該実用新案の登録日と異なる場合に限る。及び
- (xiv) 実用新案登録が、実用新案法第 21 条に基づいて公告された日

第 54 条

- (1) 特許商標庁は、実用新案登録の取消、実用新案登録の移転又は強制ライセンスについて訴訟が提起された旨の通知を受けたときは(実用新案法第 59 条参照)、登録簿にその旨を登録する。
- (2) 実用新案法第 61 条(2)に基づいて、裁判所判決の公認謄本が特許商標庁に送達されたときは、登録簿にその旨を登録する。当該判決が確定したときは、当該事件の主たる内容が登録簿から明らかになるような方法によって登録する。
- (3) 特許商標庁は、実用新案法第 48 条及び第 49 条に基づいて登録を有資格者に移転させたか又は実用新案登録の失効を宣言したときは、登録簿にその旨を登録する。

第 55 条

- (1) 登録実用新案権の移転又はライセンスの許諾に関する実用新案法第 40 条に基づく登録には、当該権利の所有者の名称又は企業名及び郵便宛先、並びに移転又はライセンス許諾が行われた日を含める。ライセンスに関する限り、請求があったときは、実用新案の所有者が追加のライセンスを許諾することが制限されているか否かに関して登録する。登録された実用新案の移転又はライセンスの許諾に関する疑義を直ちに決定することができない場合は、登録の請求が提出されていることを登録簿に記載する。
- (2) 代理人の変更、実用新案所有者の名称、企業名、又は郵便宛先の変更に関する通知を登録簿に登録する。
- (3) (1)及び(2)にいう登録の請求は、特許商標庁に提出するものとし、当該変更についての適切な実証書類を添付しなければならない。特許商標庁は、委任状に関する要件を免除することができる。
- (4) 登録実用新案に関して、特許商標庁が第 25 条(3)にいう寄託された生物学的材料の移送に関する情報を受領したとき、又は新たな寄託についての受領証の写しを受領したときは(第 26 条参照)、登録簿に当該移送又は新たな寄託についての登録を行うものとする。

第 56 条

- (1) 実用新案登録の更新は、登録期間満了前 3 月から満了後 6 月以内に、特許商標庁に所定の手数料を納付することによって行う。
- (2) 実用新案登録が更新されたときは、その旨を実用新案登録簿に登録する。
- (3) 更新の公告には、登録番号及び登録期間満了日に関する情報を含める。

第 57 条

登録が終了したときは、当該実用新案を登録簿から削除する。

第 12 部 実用新案登録の行政上の審査

第 58 条

(1) 実用新案法第 50 条に基づく審査請求は、特許商標庁に提出するものとし、それには次の事項を含めなければならない。

(i) 請求人の名称又は企業名及び郵便宛先

(ii) 当該請求が関係する実用新案の登録番号、並びに実用新案の所有者の名称又は企業名及び考案の名称

(iii) 請求人が代理人を選任している場合は、当該代理人の名称又は企業名及び郵便宛先、及び

(iv) 当該請求が実用新案法第 47 条にいう取消事由の何れを基礎とするかに関する表示

(2) 実用新案法第 50 条に基づく請求には、所定の手数料を添付しなければならない。

第 59 条

(1) 審査請求が実用新案法第 50 条及び本規則 58 条(2)の要件を満たさないとき又は請求人を確定することができないときは、当該請求は拒絶されるものとする。

(2) 審査請求が第 58 条(1)の規定を遵守しないときは、請求人は、1 月以内に欠陥を是正するよう求められる。当該請求が適時に訂正されないときは、それは拒絶されるものとする。

第 60 条

(1) 審査請求が実用新案法第 50 条に基づいて行われたときは、当該請求は公告されるものとする。公告には、実用新案の所有者の名称又は企業名、当該出願の出願日及び出願番号、当該実用新案の登録番号及び類、考案の名称、請求人の名称又は企業名並びに当該実用新案の登録日を記載する。

(2) 実用新案法第 50 条に基づく請求の提出は、実用新案登録簿に登録する。

第 61 条

(1) 実用新案の所有者以外の者によって審査請求が提出された場合は、当該請求書及び添付書類の写しが実用新案の所有者に送付される。その後、特許商標庁は実用新案法第 50 条に従い審査を行う。当該審査の結果が利用可能になったときは、当該結果は実用新案の所有者に通知され、その者は、必要な場合は、補正された形態での説明、実用新案クレーム及び図面又は写真を 2 月以内に提出するよう求められる。

(2) 実用新案の所有者が求めに応答したときは、特許当局は、特許当局と実用新案の所有者との間の更なる通信が必要か否かを決定する。

第 62 条

実用新案法第 50 条に基づいて請求が提出された後、特許当局が登録についての拒絶事由が存在すること及びその結果として当該登録が取消されるべきことを認めるときは、関係当事者は、当該理由を記載した決定によってその旨の通知が行われるものとする。実用新案の所有者以外の者によって審査請求が行われ、特許当局が実用新案登録を補正なしの形態で維持することができることを認めるときも、同規定を適用する。

第 63 条

(1) 実用新案の所有者以外の者によって審査請求が行われた場合は、特許当局は、実用新案登録を補正した形態で維持する旨の決定を行う前に、関係当事者に対してその旨を通知し、かつ、実用新案の所有者に対して、特許当局が実用新案登録の維持を意図する文言を当該実用新案の所有者が承認しないときは2月以内に自己の所見を提出するよう求める。

(2) 前記期限の到来後、特許当局が実用新案登録の維持を意図する文言について、実用新案の所有者が承認しないと認められるときは、請求についての処理を継続することができる。それ以外の場合は、実用新案の所有者は、補正通知の公告のための手数料を1月以内に納付するよう求められる。

(3) 実用新案登録を補正した形態で維持する旨の決定には、当該実用新案が維持される文言を記載しなければならない。

第 64 条

(1) 補正された形態での説明、図面又は写真及び実用新案クレームを含む新たな実用新案明細書の公告は、特許商標庁の発議によって行われ、補正通知の公告手数料の納付後速やかに開始されるものとする。

(2) 実用新案法第50条に基づく請求に関する決定(実用新案法第52条参照)についての公告には、当該実用新案の所有者の名称又は企業名、当該出願の出願日及び出願番号、当該実用新案の登録番号及び類、考案の名称、並びに当該実用新案の登録日も表示する。

(3) 実用新案法第50条に基づく請求に関する決定は、実用新案登録簿に登録される。

第 13 部 雑則

第 65 条

実用新案登録にも拘らず、航空機の予備部品及び付属品は、1944 年 12 月 7 日の国際民間航空に関する条約の当事国である外国、並びに 1883 年 3 月 20 日の工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国である外国、又は前記のパリ条約の同盟国である他国の国民によって行われた考案を承認し、基本的にパリ条約に一致する法制によって当該考案を保護する外国に属する航空機の修理のために、デンマークに輸入し、かつ、使用することができる。

第 66 条

(1) 実用新案法第 41 条(1)に基づく強制ライセンスの取得可能性を評価するに当たっては、欧州共同体内での実施、又は欧州経済地域(EEA)に関する協定若しくは世界貿易機関(WTO)の設立に関する協定の批准国又は加盟国における実施は、デンマークにおける実施と同等とする。

(2) 実用新案法第 44 条に基づく強制ライセンスの取得可能性を評価するに当たっては、欧州共同体内における実施、又は欧州経済地域(EEA)に関する協定若しくは世界貿易機関(WTO)の設立に関する協定の批准国又は加盟国における実施は、デンマークにおける実施と同等とする。

第 67 条

特許商標庁は、出願の審査及びその他の処理等のため、必要とみなされるときは、提出された請求等を実証する追加資料の提出を請求することができる。

第 14 部 施行

第 68 条

- (1) 本規則は 2007 年 1 月 1 日から施行する。
- (2) 同時に、実用新案出願の審査及びその他の処理並びに登録された実用新案に関する 2003 年 6 月 10 日命令 No. 484 を廃止する。